

「公的年金等に係る雑所得」がある人は確認を

公的年金等の収入が合計400万円以下で、その他の所得が20万円以下の人は確定申告が不要です。ただし、所得税の還付を受けるには確定申告が必要です。

確定申告が不要な人でも、公的年金等の源泉徴収票の控除内容に変更や追加(生命保険料控除・医療費控除など)がある人や他に収入がある人は、市・県民税の申告をしてください。

令和5年中の「医療費通知書」発送時期

国民健康保険加入世帯と後期高齢者医療制度加入者へ医療費通知書を発送します。一部発送しない世帯があります。詳細は、国保医療課へお問い合わせください。健康保険組合などが発行する医療費通知書は各発行元にお問い合わせください。

◆国民健康保険

【1月～10月分】1月初旬、【11月～12月分】3月初旬
☎ 国保医療課国保年金係 ☎ (235) 4594

◆後期高齢者医療制度

【1月～11月分】2月中旬、【12月分】3月中旬
☎ 国保医療課後期高齢者医療係 ☎ (235) 4595

確定申告、市・県民税の申告に持参するもの

所得税の確定申告は①～⑫、市・県民税の申告は①～⑧を持参してください。申告内容によりその他の資料が必要になる場合があります。

- ① 筆記用具・計算機
- ② マイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカード・通知カード・マイナンバーが記載された住民票の写しのいずれか)
- ③ 本人確認書類(運転免許証・健康保険証など)。マイナンバーカード持参の場合は不要
- ④ 源泉徴収票
- ⑤ 社会保険料の年間納入額が分かる証明書または領収書。国民年金は控除証明書
- ⑥ 生命保険・地震保険など各種控除証明書(年末調整分を除く)
- ⑦ 医療費控除やセルフメディケーション税制(医療費控除の特例制度)の申告は、計算済みの医療費明細書(領収書不可)または医療費通知書
- ⑧ 寄附金控除の申告は、受領証明書または領収書
- ⑨ 申告者本人の銀行口座番号
- ⑩ 確定申告をしたことがある人は、直近の確定申告書の控えまたは写しなど
- ⑪ 税務署から郵送されたお知らせはがき(届いた人のみ)
- ⑫ e-Tax利用者は、利用者識別番号と暗証番号

税理士による確定申告の無料相談

東京地方税理士会予約ページから予約、または当日配布する入場整理券が必要です。なくなり次第配布を終了します。詳細は、大和税務署へお問い合わせください。

☎ 2月13日(火)・14日(水)
🕒 【午前部】9時～12時、【午後部】13時～15時30分
📍 市役所401会議室

☎ 小規模納税者、年金受給者と給与所得者の所得税、個人消費税の申告をする方(ただし、譲渡所得がある、所得金額が高額、ことし初めて住宅借入金等特別控除を受ける、相談内容が複雑などの場合を除く)



東京地方税理士会予約ページ

市・県民税(個人住民税)の申告 予約不要

令和6年度市・県民税(個人住民税)の申告書の提出期限は3月15日(金)です。未申告の場合、国民健康保険税や介護保険料などに影響が生じるほか、課税証明書などを発行できないことがあります。郵送または直接市民税課へ。

📍 【2月15日(木)まで】8時30分～17時15分(土)(日)祝除く。2月3日(土)は12時まで実施) / 市民税課、【2月16日(金)～3月15日(金)】8時30分～16時(12時～13時除く) / 市役所401会議室(土)(日)祝除く。2月25日(日)は実施。2月17日・3月2日(土)は市民税課で12時まで受け付け)

【申告が不要な人】

- ・所得税の確定申告をしている
- ・令和5年中の収入が給与のみで、年末調整済みの給与支払報告書が勤務先から市に提出されている
- ・令和5年中の収入が公的年金のみで、源泉徴収票の控除内容に変更や追加がない
- ・市内居住者の年末調整や確定申告で扶養親族になっている

2月16日～3月15日は確定申告期間

☎ 大和税務署 ☎ (262) 9411 / 市民税課 ☎ (235) 8594

令和5年分の確定申告書を作成し、期間内に提出してください。申告書の作成・提出は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。申告用紙は同ホームページからダウンロードできるほか、税務署と、2月初旬からは市民税課前で配布します。市役所では一部の申告、大和税務署では全ての申告の相談に事前予約制で応じます。

期間内に申告を

市役所での所得税の確定申告

事前予約制で、申告書作成の相談やスマートフォンを使った申告の補助に応じます。作成済みの申告書で、確認や相談が不要な場合は、予約なしで全ての申告書を直接提出できます。
📅 2月16日(金)～3月15日(金)(土)(日)祝除く。2月25日(日)は実施)
🕒 8時30分～16時(12時～13時除く)

申告書作成の相談 事前予約制

- 次の①②の申告内容の確認や相談に応じます。
- ① 収入が給与や公的年金、生命保険会社からの個人年金のみ(源泉徴収票が必要)
 - ② 医療費・社会保険料・生命保険料・扶養・寄附金などの控除
- 🕒 8時30分～9時50分・10時10分～11時30分・13時～14時20分・14時40分～16時
📍 各時間帯先着30人

スマートフォンを使った申告を補助 事前予約制

自身のスマートフォンで申告する人を補助します。マイナンバーカードまたはe-Tax用利用者識別番号(16桁)と、パスワードが必要です。詳細は、市ホームページをご覧ください。
🕒 8時45分～9時50分・10時10分～11時30分・13時～14時20分・14時40分～16時
📍 各時間帯先着5人

- 📍 市役所401会議室(2月17日・3月2日(土)は12時まで市民税課で提出のみ受け付け)
- ☎ 海老名市に住民登録がある方
- 👤 介助などの付き添いが必要な場合を除き、申告者本人のみで入場してください。郵送提出不可

予約方法

2月1日(木)8時45分から先着で受け付けます。LINE「海老名市」または予約専用ダイヤルで、申告日の前日(土)(日)祝除く)16時15分までに予約してください。定員に達し次第終了。当日予約不可。キャンセル可。

◆LINE「海老名市」

メニューの「予約・イベント」から「相談予約」、「令和5年分所得税の確定申告書作成相談予約」の順に選択して予約してください。



LINE「海老名市」

🕒 24時間(初日は8時45分から)

◆予約専用ダイヤル ☎ (235) 2555

電話が集中してつながりにくい場合があります。
🕒 8時45分～16時15分(土)(日)祝除く)

大和税務署での所得税の確定申告

全ての申告と相談ができます。内容の確認や相談を希望する場合は右記の方法で入場整理券を取得してください。作成済みの申告書で、提出のみの場合は、予約なしで直接提出できます。

📅 2月16日(金)～3月15日(金)(土)(日)祝除く。2月25日(日)は実施)
🕒 9時～17時(受け付けは8時30分～16時)
👤 最小限の人数で来場してください。駐車場に限りがあるため公共交通機関をご利用ください。相続税の相談はできません

入場整理券配布方法

日時指定の入場整理券をLINEで発行します。LINE「国税庁」の友だち登録が必要です。詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。また、当日分の整理券を大和税務署で配布します。配布はなくなり次第終了します。



LINE「国税庁」